様式第３（第10条関係）（平12総府令94・全改、平15環省令20・平19環省令11・平26環省令17・平30環省令８・令２環省令９・一部改正）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第19条第２項の規定による身分証明書

写　　真

官職及び氏名

生 年 月 日

年　　月　　日発行

環 境 大 臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第19条　次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入、陳列若しくは広告に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

⑴　環境大臣　第10条第１項若しくは第13条第１項の許可を受けている者又は販売若しくは頒布をする目的で希少野生動植物種の個体等の陳列若しくは広告をしている者

⑵　環境大臣及び経済産業大臣　特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

⑶　経済産業大臣　特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入した者

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴　略

⑵　第19条第１項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

⑶～⑿　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。